

Q 「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例(つながるさっぽろ条例)」は、なぜ制定されたのですか？

A 札幌市では、少子高齢化やグローバル化の進展等に対応するため、共生社会の実現に向けた取組を多く実施してきました。

しかし現在も、例えば次のような課題を抱えており、それぞれが複雑に関わり合っています。これらの課題に対しては、市(行政)だけでなく、市民や事業者と一緒に取組を進めていく必要があります。条例は、この取組についての基本的な考え方(基本理念)を共有することなどを目的として制定されました。

札幌市が抱える主な課題

高齢者人口の増加

2040年代には高齢者人口がピークとなり、全体の約4割を占めることが予想されています



障がいのある方への理解

障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う人の割合は約3割と低い状況です



地域意識の希薄化

地域でのまちづくり活動が重要と考える市民の割合が低いなど、地域意識が希薄化しています



子どもの権利への理解

「自らの権利が大切にされている」と考える子どもの割合は、約6割にとどまっています



アイヌ民族への理解

アイヌ民族の文化的な側面への認知度は高い一方で、歴史的経緯に関する認知度は低い状況です



男女の地位の平等感の偏り

職場や家庭生活などの様々な場面における男女の平等意識はいまだ低い状況です



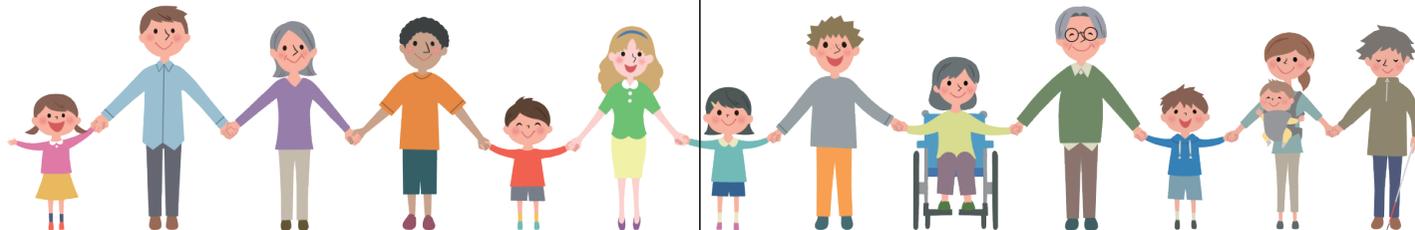
外国籍市民の増加

外国籍市民はここ10年で約2倍に。国の労働政策などにより、市内で暮らす外国籍市民は今後も増加すると予想されています。



※上記各数値は条例制定時のもの

誰もがつながり合う
共生のまちの実現に向けて、
みんなで連携・協働しながら
取組を進めていきましょう。



条例の全文や
詳細な情報は
こちら



札幌市誰もがつながり合う 共生のまちづくり条例

(愛称:つながるさっぽろ条例)

令和7年
4月1日
施行

このリーフレットは、
「札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例」
(愛称:つながるさっぽろ条例)の全体を分かりやすく
説明したものです。

お問合せ先
札幌市 まちづくり政策局 ユニバーサル推進室
電話番号 011-211-2361
メールアドレス ki.universal@city.sapporo.jp



さっぽろ市
02-807-25-2363
R7-2-1566

Q

札幌市が目指す「共生社会」とはなんですか？

A

条例では、共生社会を「差別や偏見がなく、誰もが互いにその個性を尊重され能力を発揮できる、多様性と包摂性が強みとなる社会」と定義しています。札幌市は、共生社会を実現し、「誰もがつながり合う共生のまち」をつくり、これを次世代に引き継いでいきたいと考えています。

トピック ～条例の名称～



札幌市誰もがつながり合う共生のまちづくり条例 (愛称: つながるさっぽろ条例)

この条例の名称には、「誰もがつながり合う共生のまち」をつくり、次世代へと引き継いでいきたいという願いが込められています。

(注)もちろん「一人でのいたい」との気持ちも尊重されるべき考え方の一つです。条例名の「つながり合う」という表現には、困ったときに誰かに相談等ができるといったような、「つながる手段がある」という意味も含まれています。

トピック ～障がいの社会モデル～

社会モデルの考え方

足が動かない人が登れない階段の存在がバリアであるため、これを取り除く



医学モデルの考え方

足が動かないことがバリアであるため、リハビリをして動くようにする

「障がいの社会モデル」とは、「障がい＝バリア」は、個人の心身機能の障がいと社会的障壁(物理的、制度的、文化・情報面及び意識上)の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方です。これは、障がい分野だけでなく、いろいろな違いによって発生する様々な社会的障壁にも当てはまるものです。

Q

共生社会の実現に向けた取組についての「基本的な考え方(基本理念)」はどんなものですか？

A

条例では、基本理念を次のとおり定めています。

基本理念1

誰もが、基本的人権を享有する個人としてその個性や能力を認められること

人はみんな、価値観や考え方なども含めていろいろな違いがあります。また、多様な人材の活躍は、技術革新などの新しい価値の創造にもつながるものです。そのため、今後のまちづくりにおいては、様々な場面で各人が対話を重ね、相手の立場に立ちながらそれぞれの違い等について理解を深め合い、誰もが自分らしく暮らし、活躍できるようにしていく必要があります。



基本理念2

誰もが、互いに理解し合い、支え合い、及び助け合うことで、社会から孤立することなく安心して生活できること

日々の暮らしに何らかの生きづらさを感じている方々は少なくありません。そこで、誰もが社会から孤立することなく安心して生活できるように、「障がいの社会モデル」の考え方を踏まえて、みんなの生きづらさ(バリア)を社会全体で解消していく必要があります。



基本理念3

市(行政)、市民及び事業者が、それぞれの責務や役割を相互に認識し、連携・協働して取り組むこと

共生社会の実現は、各人の連携・協働が必要不可欠です。そこで、市(行政)・市民・事業者が一緒に取り組み、共生社会が実現したまちを次世代につなげていくことが重要です。



Q

市(行政)はどんな「取組」をしていくのですか？

A

基本理念の通り、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

共生社会の実現に向けた取組(例)

- ①誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備
- ②市民又は事業者が行う誰もが安全で安心な生活ができる多様性に配慮した施設等の整備への支援
- ③日常生活又は社会生活上配慮を要する者の状況に応じた必要な支援
- ④個別の事業及び各種制度に係る分かりやすい情報提供
- ⑤誰もが互いに理解し合い、支え合い、及び助け合う意識の醸成その他共生社会の実現に向けた取組を推進するための啓発、広報活動等
- ⑥その他共生社会の実現に向けて必要な施策



Q

市民・事業者にはどんな「役割」がありますか？

A

条例では、市民・事業者の皆様の役割を次のとおり定めています。

市民・事業者の役割

- ①市民は、家庭、職場、学校、地域等において共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めること
- ②事業者は、活動に当たり共生社会の実現に向けた取組を行うよう努めること
- ③市民・事業者は、市(行政)の施策に協力するよう努めること

具体的には・・・

- ・みんなそれぞれに違いがあることを理解し、困った人がいたら思いやりのある行動をする
- ・地域の活動(町内会、学校行事など)に参加する
- ・市が開催するワークショップや意見交換会等に参加するなどたくさん考えられます。

